

新宿 ビズタウンニュース

目次 「新宿区産業振興基本条例」施行 … 1-3 インフォメーション 6-8
地域を支える商店会 4-5 中小企業の景況 8

No.13
平成23年6月30日号

「活力ある産業が芽吹くまち」をめざして――

新宿区産業振興基本条例



を施行
しました

中山区長に提言書を渡す
懇談会の植田浩史会長(左)

新宿区は、平成23年4月1日に「新宿区産業振興基本条例」を施行しました。この条例は、区の産業振興に関する基本的な考え方を示しています。その内容は、特定の施策を実施したり、義務や規制を課したりするものではなく、持続的・体系的な産業施策の実施や、産業面での課題の解決を図っていくための指針となるものです。

区では、区内産業のより一層の活性化をめざし、平成21年10月から条例制定に向けた取り組みを行ってきました。区民・学識経験者などの外部有識者からなる懇談会での検討やパブリックコメントなどを経て、平成23年3月区議会第1回定期会で条例案が可決され、同年4月1日に条例を施行しました。

条例は、産業振興への決意を示す「前文」からはじめり、「基本理念」「区の責務」「各主体の役割」「産業振興施策の公表」「産業振興会議の設置」など全12条で構成されています。この条例によって、区の産業に携わる多彩な担い手―事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関、区民、区―が、それぞれの役割を十分に發揮し、一体となつて「活力ある産業が芽吹くまち」の実現に取り組むことをめざします。



委員に聞く

条例に期待すること

◆「(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会」に商店会を代表する立場として参加された志村一夫さんには、懇談会の様子や成果、条例制定後の展望や課題について伺います。まず、懇談会に参加された感想からお聞かせください。

志村 懇談会は新宿区商店会連合会(区商連)副会長として参加した私を含め、13人の委員がいましたが、皆さんがそれぞれの立場から熱心に発言され、とても刺激を受けました。

新宿に対してこれほど「熱い思い」を持たれている方々と話し合う機会が得られて有意義でした。

◆懇談会に参加して良かったと思えることを、具体的にお話しください。

志村 多様な立場の方、中でも消費者の立場からの率直な意見が聞けたことです。商店街は地域密着ではありますが、お客様が売り手やサービスの提供者をどう見ているか、直接耳にする機会はあまりありません。皆さんのお意見を聞いて、これからビジネスは利益最優先ではなく、世の中のためという奉仕の精神が必要だと感じました。また、懇談会の委員

の方を区商連のセミナーに講師として招くなど人的ネットワークが広がり、しかもそれがさらに育ちつつあります。白熱した議論を見事にまとめられた植田浩史懇談会会長の手腕にも大いに学ぶところがありました。

◆懇談会に参加する際、新しい条例に對してどのようなイメージをお持ちでしたか。

志村 最初にお話を伺った時は漠然としていましたが、新宿区はビジネスにおいても、その他の分野においても、多面的、多元的で豊富な資源を持つている。これはとても幸せなことです。そのことをみんながもっと意識して、ビジネスや地域の活性化につなげていくことが必要だと感じていました。その意味では、区、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関、区民の役割を明確に示すことができたのは大きな成果です。

◆何か具体的なプランをお持ちですか。

志村 まだ条例が施行されたばかりですが、区商連としてはまず基本条例を周知させ、それに基づいた意識改革、人材育成、販促計画などの具体案を詰めていきたいと考えています。ただし、条例の理念を新宿区が一丸となって進めていくためには、条例に掲げられた各団体の具体案を



新宿区商店会連合会副会長
志村一夫さん

◆最後に今後に向けた抱負をお聞かせください。

志村 東日本大震災は日本のビジネスシーンを大きく変える転機になるでしょう。単に儲けるのではなく、顧客満足度を上げるビジネスが求められていると思います。創造、向上、進歩がなければ商店会も存在価値はありません。条例を施行したことによりまらず、判断力、決断力を駆使し、行動していきたいと思います。

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会

産業振興基本条例を検討するにあたって、区が平成21年10月に設置し、区民・学識経験者・事業者・商店会・産業経済団体・区から構成された委員により10回にわたる議論が行われました。平成22年8月には条例素案を含んだ提言書が区長へ提出され、区はこの提言を踏まえ条例制定へ取り組んできました。



産業振興基本条例の特色

条例の特色①〈4つの基本理念〉

産業振興の基本的な考え方を示すものとして**4つの基本理念**を規定しています。

- 創意工夫と自助努力に基づく事業活動の促進
- 中小企業者の活力ある成長と発展
- 商店街の発展と活性化
- 創業のための環境整備と創造力ある産業の育成



条例の特色②〈各主体の役割〉

区の産業に携わる多彩な担い手の役割を明らかにし、**一体となって産業振興に取り組むこと**を規定しています。

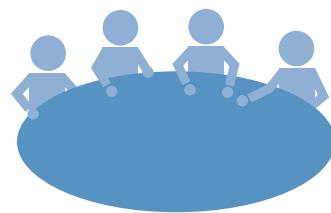
- ・区の責務
- ・事業者の役割
- ・商店会の役割
- ・産業経済団体の役割
- ・金融機関の役割
- ・教育研究機関の役割
- ・区民の役割



条例の特色③〈産業振興会議〉

産業振興施策を効果的・効率的に実施していくため、区長の附属機関として「**新宿区産業振興会議**」を設置します。

区民・学識経験者・事業者・商店会等からなる委員が区の産業振興について定期的に評価・検討を行っていきます。



産業振興基本条例の概要

前 文

条例の基本的な考え方

目的(第1条)

定義(第2条)

基本理念(第3条)

各主体の役割

区(第4条)

事業者(第5条)

商店会(第6条) 商店会加入促進

産業経済団体(第7条)

金融機関(第7条)

教育研究機関(第7条)

区民(第8条)

産業振興施策の公表
(第9条)

産業振興会議
(第10条～第12条)

「活力ある産業が芽吹くまち」の実現

※「新宿区産業振興基本条例」の全文を掲載したパンフレットを、産業振興課で配布しています。

また、区ホームページ http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/sangyo01_000007.html でもご覧いただけます。

地域を支える商店会

地域との連携で活性化

学生の街・早稲田の周辺の商店会

がタッグを組む「早稲田大学周辺商店連合会」。通称「W商連」は商店会の枠を超えて地域全体の「ミニユニケーション」を強化し、街のシンボルでもある早稲田大学との連携、交渉を果たす組織として、早稲田大学の創立100周年にあたる1982(昭和57)年に設立されました。当時は5つの商店会でスタートしましたが、現在は7つの商店会と1つの古書組合約350店が参加しています。

W商連の北上昌夫会長によると、「商圈人口は3万5000人ぐらいですが、夏休みになると周辺人口の多くを占める学生がいなくなり「夏枯れ」状態になってしまうのが悩み。そこで環境・リサイクルに着目した『工コサマーフエスティバル』の成功をきっかけに、エコステーション、早稲田地区感謝祭などのイベントを開催し、

バリアフリー、震災対策、情報化、地域教育に貢献できるまちづくりを進めてきました」

地ビールやワセダスイーツの販売でも実績をあげ、地域通貨の先駆けとして知られる「アトム通貨」は2009年度から対象エリアを広げ、全国展開するまでに成長しています。

人を呼び込むマップづくり

W商連ではこれまでホームページ「わせまちドットコム」やツイッターなどを通じて情報発信をしてきましたが、新たにツールとしてのマップに着目しました。

「早稲田」という土地柄から集客が学生頼りだった面は否めません。客層をO Bや観光客に広げるためには、マップを見ながら街を散策してもらうのが有効だと考えました」

企画が持ち上がったのは2009年。ほぼ1年をかけてデータを集め、今年2月にようやく完成した『観光・まち歩きマップ』は、観光スポットや飲食店だけではなく、盛りだくさんの情報を網羅したボリュームのあるものとなっています。



マップ片手に早稲田の街を歩きたくなる！



「早稲田の魅力を発見！」「おしゃれな街並みを楽しむ！」など、さまざまな魅力を紹介する内容となっています。



7 商店会・1組合の役員が集う
(最奥・扉前が北上会長)

に加わってきました。携帯で検索できるようにQRコードを載せるなど、学生ならではの発想が活かされています

商店街の活性化に欠かせないのが商店会の底力。それを支えるのが地域の住民との関わり合いの方です。ここでは商店会ぐるみで魅力あるまちづくりの活動を継続させている2つの商店会の例を紹介します。

まかせてください！ 商店会サポーター

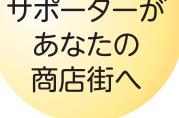
ステップ1
商店街を
もっと元気に
したい！



ステップ2
商店会
サポーターに
連絡しよう



です。
ステップ3
商店会
サポーターが
あなたの
商店街へ



神谷サポーター

商店会サポーターへのご連絡、
お問い合わせはこちら
電話 (3344) 0701
(産業振興課)

がんばる
商店会を
応援します！

ステップ4
商店会の
みなさんと共に
考え、課題解決の
アドバイスを
します



にぎわいのある、
すてきな商店街に
しましょう！

小黒サポーター

▶ 今年もやります！

就職面接会の参加企業を募集します (20社程度)

開催日時

平成23年10月14日(金)
13:00～16:00(受付 12:30～15:30)

会場

BIZ新宿(区立産業会館) 新宿区西新宿6-8-2

募集開始

9月上旬より

主な募集条件

- おおむね40歳までの正社員を採用予定であること
- 社会保険(労働保険・健康保険・厚生年金)の加入事業所であること
- 新宿区内の事業所であること

参加費用

無料

主催

新宿区・ハローワーク新宿・東京商工会議所新宿支部

◆問い合わせ先◆ 地域文化部消費者支援等担当課就労支援係 電話 (5273) 3925

▶ 参加してみませんか

中小企業大学校東京校の研修ご案内

国の中小企業施策の実施機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構では、全国9カ所の中小企業大学校において、中小企業の「人づくり」を支援するための各種研修を実施しています。

コース名	主な受講対象者	研修のねらい	研修日程	受講料
女性管理者研修	管理者	管理者に求められる役割の中から人に 関する働きかけの部分に焦点をあて、 そのために必要な能力であるリーダー ^{シップ} とコミュニケーション能力について、演習を繰り返しながら学んでいただきます。	平成23年8月2日(火) ～8月4日(木) 【3日間】	27,000円 (税込)
不況を勝ち抜く 会計実務(1) ～儲かる仕組みと 資金繰りを学ぶ～	経営者、経営幹部	儲ける経営、お金を生む経営のための 会計情報の見方と経営活動での活用法 を学んでいただきます。(1)では特に、 昨今の経済情勢に対応した、短期資金 計画の策定方法についても学んでいただきます。	平成23年8月4日(木) 【1日間】 中小機構本部で実施 (港区虎ノ門)	15,000円 (税込)
経営後継者研修 (第32期)	経営後継者又は 経営幹部候補者	次代の経営者を目指す経営後継者に必 要なマインドとスキルを基本的な内容 から段階的に学んでいただきます。 600名を超える全国のOBとの交流も 図っていただけます。	平成23年10月3日(月) ～平成24年7月20日(金) 【10ヶ月間】	1,150,000円 (税込)
経営管理者研修 (第32期)	経営者、経営幹部 及びその候補者	企業の中核を担う経営管理者に必要な 知識とマネジメントの実践法につい て、総合的かつ体系的に学んでいただ きます。また、ゼミナールにより「自 社革新プラン」を作成いただきます。	平成23年10月17日(月) ～平成24年9月14日(金) 【毎月5日間×12ヶ月】	532,000円 (税込)

- この他にも多数の研修を行っています。詳しくは、ホームページをご覧ください。 <http://www.smrj.go.jp/inst/tokyo/>
- お気軽に何でもご相談ください。ご連絡をお待ちしています。施設見学も常時受け付けています。

◆問い合わせ・資料請求先◆ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称:中小機構) 中小企業大学校東京校 企業研修課
〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5
電話 042(565)1207 FAX 042(590)2685 Eメール to-kenshu@smrj.go.jp

▶ ご存じですか？

商工業緊急資金(特例)融資制度 (区の制度)

平成23年
9/30(金)
まで

本制度は、景気の悪化等厳しい経済環境におかれている中小企業の方々を対象とし、利子及び保証料を全額補助する融資制度です。本制度の受付期間は、平成23年9月30日までとなります。ご利用希望の方は、受付期間内に産業振興課で面談を受ける必要があります。

東日本大震災復興緊急保証の認定 (国の制度)

認定を受けることにより、信用保証協会に、一般の保証枠(無担保8,000万円以内、有担保2億円以内)、経営安定関連保証(セーフティネット保証)とは別枠での申込が可能になります。

◆問い合わせ先◆ 地域文化部産業振興課 電話 (3344) 0702

▶ 応募してみませんか

平成23年度 新宿区優良企業表彰(新宿活き活き経営賞) 募集のご案内

平成23年
8/12(金)
まで

●新宿区優良企業表彰(新宿活き活き経営賞)とは？

新宿区と東京商工会議所新宿支部は、経営革新、経営基盤の強化などの取り組みにより優れた実績をあげ、地域産業の発展と向上に貢献した中小企業を表彰しています。

22年度は、6社が優良企業として表彰されました。受賞企業を中心とした交流会も実施し、企業のビジネスチャンスの拡大を支援しています。

応募資格

区内に本社・本店(営業の本拠)があり、かつ平成23年4月1日現在、1年以上の事業実績があり、今後も区内で事業活動をする予定の中小企業
 ・法人の場合は、本店(営業の本拠)を区内に有しております、かつ本店登記が区内にあること
 ・個人の場合は、事業所(営業の本拠)を区内に有していること

部門

経営大賞

新宿区長賞	(1企業)
東京商工会議所新宿支部会長賞	(1企業)

経営革新賞(若干)

地域貢献賞(若干)

優秀賞(若干)



※平成24年2月に表彰式を予定しています。受賞企業の方には賞状等を贈呈します。

応募方法

所定の「応募申込書」「事業活動説明書」及び「直近3期間の決算書及び確定申告書」等を提出してください。

◆応募・問い合わせ先◆ 地域文化部産業振興課 電話 (3344) 0701
 東京商工会議所新宿支部 電話 (3345) 3290

▶ 創業をお考えの方へ

「新宿区立高田馬場創業支援センター」
利用者募集!!

募集要項配布・利用申込

締切:7/29(金)

区では、創業を予定している方もしくは創業して間もない方、又は事業継承・経営改革を目指す事業者に対し、情報提供、経営相談、オフィススペースの提供等を行う「新宿区立高田馬場創業支援センター」を平成23年10月1日(土)に新たに開設し、利用者を募集します。

【施設概要】

所在地／高田馬場1-32-10

(JR「高田馬場」駅徒歩2分)

開館時間／8:30～24:00

休館日／年末年始

利用期間／10月1日から6ヶ月間(更新可)

利用料／月額10,000円～



※施設詳細、その他のサービス内容、申込方法に関しては、区のホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

◆募集要項配布・問い合わせ先◆ 地域文化部産業振興課 電話 (3344) 0701

新宿区 中小企業の景況

平成23年
1月～3月期

新宿区では、区内中小企業に対する「景況調査」を年4回実施します。

①調査時期 平成23年4月中旬

②調査方法 郵送アンケート調査

③調査対象業種 製造業(45件)、印刷業(36件)、染色業(22件)、建設業(41件)、情報通信業(41件)、卸売業(39件)、小売業(61件)、飲食・宿泊業(68件)、不動産業(45件)、サービス業(77件)
※カッコ内は有効回答数

④調査機関 (株)東京商工リサーチ



景況調査の読み方 大きく上昇 上昇 やや上昇 横這い やや下降 下降 大きく下降

【新宿ビズタウンニュース No.13】

発行 新宿区地域文化部産業振興課 ☎ 160-0023 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿(区立産業会館)4階 電話(3344)0701

「新宿ビズタウンニュース」は再生紙を使用しています。